

監査報告第6号
令和7年(2025年)1月24日

札幌市監査委員 藤江正祥
同 愛須一史
同 高橋克朋
同 福田浩太郎

令和6年度第2回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等(事務)

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
財政局	税政部 北部市税事務所									1
	税政部 東部市税事務所								2	1
市民文化局	市民生活部		1					1		2
	文化部		1					1		4
環境局	円山動物園		2	2				4		1
建設局	土木部		2	1				3	1	1
	みどりの推進部		1					1	2	1
教育委員会	生涯学習部		2		2			4	5	2
	市立学校		1	1		1		3	1	
選挙管理委員会事務局										2
6局	9部・20校(園)		10	4	2	1		17	11	15

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部以外)		5			5	1
都市局	建築部	1	5	1		7	1
中央区	土木部						
西区	土木部		1	1		2	
手稲区	土木部						
5局（区）	5部	1	11	2		14	2

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
社会福祉法人常徳会	財政援助団体	1	
公益財団法人北海道科学技術総合振興センター	財政援助団体		
一般社団法人札幌観光協会	財政援助団体		
さっぽろ雪まつり実行委員会	財政援助団体		
さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会	財政援助団体	1	
一般財団法人さっぽろ産業振興財団	財政援助団体	1	
	出資団体		
	公の施設指定管理者	3	
一般財団法人札幌産業流通振興協会	出資団体	2	
社会福祉法人北海道社会福祉事業団	財政援助団体		
	公の施設指定管理者	2	1
社会福祉法人札幌親会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者	3	1
社会福祉法人はるにれの里	財政援助団体		
	公の施設指定管理者	1	
SORA-SCC共同事業体	公の施設指定管理者	1	
さとらんどfanコンソーシアム	公の施設指定管理者	4	1
札幌市月寒公民館運営委員会	公の施設指定管理者	1	2
札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ	公の施設指定管理者	1	
14 団体		22	5

財 務 監 査 等

(事務)

抜粋版

財務監査等（事務）報告書

令和6年度第2回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 財務監査、行政監査

監査の対象

財政局 税政部北部市税事務所、税政部東部市税事務所
市民文化局 市民生活部、文化部
環境局 円山動物園
建設局 土木部、みどりの推進部
教育委員会 生涯学習部、市立学校
選挙管理委員会事務局

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、20ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和5年10月1日から令和6年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和6年9月2日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第1 指摘事項

- 1 支出事務
(省略)
- 2 財産管理事務
(省略)
- 3 行政運営事務

(1) 内部監査に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会生涯学習部】

内部監査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 札幌市内部監査規程では、局の庶務担当課長は、定期内部監査の結果について定期内部監査実施総括表を作成し、局長等に報告しなければならないと定めているところ、令和5年度の前期・後期ともに生涯学習部長までしか報告していなかった。
- イ 上記アの報告においては、監査従事者が作成した「定期内部監査実施経過報告書」を添付したうえで報告しなければならないと定められているところ、令和5年度の前期・後期ともに当該報告書を添付せずに報告が完了していた。
- ウ 札幌市内部監査規程では、局長等は、内部監査の結果の報告を受けたときは必要な指示等を行ったのち、定期内部監査実施総括表に当該必要な指示等を記載のうえ、これを取りまとめ総務局長に報告しなければならないと定められている。
しかし、令和5年度前期定期内部監査の総括表について、監査で確認された不備が記載されていたものの、教育長の指示を記載しないまま総務局長に提出していた。

内部監査は、札幌市の行政及び財政の公正かつ効率的な執行の確保及びその運営の積極的な改善に重要な役割を果たすものであることから、今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な監査の実施に努められたい。

(2) 内部統制の取組を適正に行うべきもの

【教育委員会生涯学習部】

札幌市内部統制体制整備に関する実施方針では、内部統制の整備等に係る状況の確認等のため、自己点検や札幌市内部監査規程に基づき行う定期内部監査など4種類をモニタリングとして定めているところ、市立学校等については、定期内部監査を除く、自己点検等の3種類としていた。

市立学校等における内部統制の有効性を適正に評価するためにも、自校以外の者によりモニタリングが行われることは必要であることから、今後、実施方針を踏まえた運用が行われるよう努められたい。

4 学校運営事務

(省略)

第2 意見(要望)事項

(省略)

第3 基本的遵守事項

(省略)